

証券コード 6553
2021年3月8日

株 主 各 位

東京都文京区後楽一丁目4番14号
ソウルドアウト株式会社
代表取締役会長 荻 原 猛

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、日本政府による緊急事態宣言など、新型コロナウイルス感染拡大防止のため外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け慎重に検討いたしました結果、**本株主総会につきましては、株主様の健康状態にかかわらず当日のご来場をお控えいただき、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただくことを強く推奨いたします。**

つきましては、以下のいずれかの方法によって議決権行使を行うことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2021年3月22日(月曜日)午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

なお、株主様からのご質問及びご意見につきましては、当社ウェブサイトにて事前にお受けいたしますので、受付方法については後記をご確認ください。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記期日までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.net-vote.com/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。なお、インターネットによる議決権行使に際しては、6頁記載の「インターネットによる議決権行使方法について」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月23日(火曜日)
開始時間 午前10時(受付開始時間 午前9時40分)
(昨年と開始時間を変更しております)
2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地 御茶ノ水ソラシティ
カンファレンスセンター1階 RoomC
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
1. 第12期(2020年1月1日から2020年12月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第12期(2020年1月1日から2020年12月31日まで)
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 監査役4名選任の件
第5号議案 株価条件付株式報酬型ストック・オプションの導入の件

4. 配信のご案内

当社では、本総会の模様を、インターネットにより同時中継いたします。接続方法などの詳細は、後記「インターネットによる同時中継のご案内」にてご確認をお願いいたします。
以上

新型コロナウイルス感染症対策について

株主総会への出席をご検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の新型コロナウイルスの状況やご自身のご体調を十分にお確かめのうえ、マスク着用などのご配慮をいただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。ご高齢者の方や基礎疾患がある方、妊娠中の方におかれましては、見合わせることもご検討ください。

また、感染予防の措置として株主様のお席の間隔を広く取るため、十分な座席が確保できない場合がございます。満席となった場合、入場をお断りすることになりますので、あらかじめご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

【事前質問受付のご案内】

1. 受付方法

当社ウェブサイト (<https://www.sold-out.co.jp/ir/soukai/qa/>) より、お一人様につき2問までお受けいたします。必要事項及びご質問・ご意見を入力ください。

2. 受付期日

2021年3月16日(火曜日)午後6時までにご送付をお願いいたします。多くお寄せいただいたご質問・ご意見につきましては、株主総会終了後に当社ウェブサイトにて回答を掲載させていただく予定です。

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社のウェブサイト (<http://www2.sold-out.co.jp/ir/meeting/>) に掲載しております。
- ①事業報告の「新株予約権等の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがいまして、本招集ご通知提供書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www2.sold-out.co.jp/ir/meeting/>) に掲載させていただきます。

【インターネットによる同時中継のご案内】

当社は、本年より、株主総会会場に会場されなくてもインターネットを用いて遠隔地などから視聴が可能となるインターネットによる同時中継を実施いたします。

会場における新型コロナウイルス感染症の感染予防及び拡散防止の観点からも、インターネットによる同時中継による株主総会のご視聴を強くご推奨申し上げますとともに、視聴をご希望される場合は、下記事項をご確認くださいようお願い申し上げます。

1. 参加の流れ

(1) インターネットによる同時中継を視聴される株主様は、以下の中継サイトにアクセスのうえ、ご覧ください。

中継サイトのご案内

※中継サイトの視聴は、当社株主名簿（2020年12月31日現在）に記載された株主様のみとさせていただきます、株主様以外へのURLのご提供は固くお断りいたします。

ご視聴におきましては、ご利用環境を以下サイトよりご確認ください。

- ・ パソコンをご利用の場合
<https://jp.vcube.com/support/seminar/requirements/#streaming03>
- ・ モバイルをご利用の場合
<https://jp.vcube.com/support/seminar/requirements/#streaming04>
- ・ 視聴確認用動画を再生する
<https://ondemand.seminar.vcube.com/checker/videostream>

(2) インターネットによる同時中継で株主総会をご視聴いただきましても、会社で定める出席には該当いたしません。
したがって、当日は議決権を行使できませんので2021年3月22日（月曜日）午後6時までに書面またはインターネットにより議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

2. その他

- (1) システム障害や通信環境等により映像や音声の乱れ、また一時中断などが発生する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (2) ご使用の機器ならびにインターネットの接続環境及び回線等の状況により、ご視聴いただけない場合がございます。
- (3) 本インターネットによる同時中継のご視聴に要する通信機器類やインターネット接続料、通信費等の一切の費用は、株主様のご負担とさせていただきます。
- (4) 通信環境やシステム障害等により株主様が受けた被害及び損害については、当社は一切責任を負いかねますので、ご了承ください。
- (5) 本インターネットによる同時中継につきましては、万全を期しておりますが通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態によりご視聴できない場合があるほか、状況によっては中止することがありますので、あらかじめご承知おきください。
- (6) 撮影、録音、録画はご遠慮ください。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

1 書面（郵送）で議決権を行使いただく場合



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、お早めにご投函ください。

行使期限 2021年3月22日（月曜日）午後6時

2 インターネットで議決権を行使いただく場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。

行使期限 2021年3月22日（月曜日）午後6時

詳細は、
次ページを
ご参照ください。

3 株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2021年3月23日（火曜日）午前10時

開催場所 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
御茶ノ水ソラシティカンファレンスセンター1階 RoomC

議決権の 重複行使の 取り扱い

- 1 書面（郵送）とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 2 インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。

※株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェアの登録商標です。

インターネットによる議決権行使方法について

スマートフォンからの場合

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ることで、簡単に議決権行使ができます。



- 2 議決権行使ウェブサイトへアクセス
 ○○○○株式会社
 議決権行使ウェブサイト
 株主番号：123456789
 期票日：2020年1月1日
 株主名：○○○
 議決権数：100股
 1.会社情報に押し当て検索
 2.画面に表示された項目を確認
 3.株主に該当する資料を確認
 4.議決権行使について
 ご質問は、お客様センターにて、投票受付終了したのちの有効となります。
 インターネットと郵政の両方で投票された場合は、両方に有効として処理を行います。
 期日、期日に投票された場合はインターネットからのご投票は無効となります。
 5.ご質問状況
 ・まだご質問、ご不明点があります。
 6.投票受付期間
 ・2020年1月1日 17:00分

以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

ご注意

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」「パスワード」を入力いただきログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

パソコンからの場合

- 1 議決権行使ウェブサイト

<https://www.net-vote.com/>

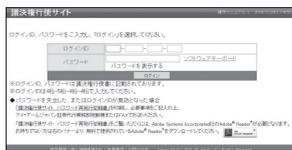
にアクセスしてください。

- 2 トップ画面



- 3 ログイン画面

議決権行使書用紙に記載のログインID、パスワードをご入力し、「ログイン」を選択してください。



※携帯電話ではご利用いただけませんのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

株式会社アイ・アール ジャパン
証券代行業務部

●電話（専用ダイヤル）

0120-975-960（通話料無料）

〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

※議決権行使書用紙に記載されているログインIDは、本株主総会に限り有効です。

※パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。

※パスワードの再発行をご希望の場合は、上記専用ダイヤルまでご連絡ください。

(提供書面)

事業報告

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により急速に悪化した状況から回復傾向であるものの、依然として予断を許さない状況となっております。

当社グループの事業分野である広告業界においては、2019年の日本の総広告費（注）が前年比106.2%の6兆9,381億円と、2012年より8年連続で拡大いたしました。しかしながら、足下では新型コロナウイルス感染症の流行拡大による悪影響を受けております。2020年5月の緊急事態宣言解除後は経済活動の再開とともに回復傾向にありますが、感染拡大が続く状況下において緩やかな回復状況となっております。引き続き、事業環境の先行きには注意が必要な状況にあります。

このような状況下において、当社の当連結会計年度の連結業績は、下表の通りとなりました。

(単位：百万円)

	2020年12月期	2019年12月期	増減額	増減率 (%)
売上高	20,447	19,702	745	3.8
営業利益	381	723	△341	△47.2
経常利益	402	699	△296	△42.4
親会社株主に帰属 する当期純利益	174	375	△201	△53.6

※当社グループはネットビジネス支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

当連結会計年度において、当社の主力事業であるデジタルマーケティング支援事業は、検索連動型広告を主とした運用型広告を中心にサービスを

提供し、前年度から取り組んでいた新規顧客及び中型顧客の獲得強化、顧客支援体制の強化を継続して実施いたしました。特に、注力していた顧客支援体制のオンライン化が定着したことにより、新規顧客との取引が増加いたしました。

また、ソフトウェア（SaaS）事業では、当社連結子会社であるSO Technologies株式会社において、主に「ATOM（統合型広告運用管理プラットフォームのサービス）」と「ライクルGMB（Googleマイビジネスの簡易的な登録と集客を支援するサービス）」の機能改善と拡販に取り組み、結果としてサービス提供が堅調に推移いたしました。

メディア事業においては、新規事業の収益基盤構築に努めてまいりました。

販売費及び一般管理費においては、主にリモートワーク及び外出自粛等により営業関連の経費が減少した一方、次世代の中核人材確保のための新規学卒者の入社等による人件費の増加及び2020年11月の移転に伴う、新オフィスに係る費用が発生いたしました。加えて、来期以降の事業拡大を視野に入れた主にメディア事業への投資を継続して実施いたしました。

（注）出典：株式会社電通「2019年 日本の広告費」

② 設備投資の状況

当社グループが当連結会計年度において実施した設備投資等の総額は481百万円であり、その主なものは本社移転に伴う内部造作工事及び設備の取得、業務用PCの取得、社内基幹システムの開発、子会社であるSO Technologies株式会社のWebマーケティングツールの開発に係るものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として金融機関より565百万円の借入による調達を行いました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 9 期 (2017年12月期)	第 10 期 (2018年12月期)	第 11 期 (2019年12月期)	第 12 期 (当連結会計年度 (2020年12月期))
売 上 高(千円)	11,933,325	16,808,769	19,702,151	20,447,631
経 常 利 益(千円)	790,226	953,157	699,386	402,634
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	523,133	635,902	375,381	174,211
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	56.36	64.59	36.05	16.65
総 資 産 (千円)	4,299,007	5,686,995	6,152,209	6,747,447
純 資 産 (千円)	2,085,991	2,745,245	3,011,838	2,964,624
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	207.53	260.32	286.55	283.18

(注) 当社は、2017年4月27日付で普通株式2株につき1株とする株式併合を行っております。第9期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 9 期 (2017年12月期)	第 10 期 (2018年12月期)	第 11 期 (2019年12月期)	第 12 期 (当事業年度 (2020年12月期))
売 上 高(千円)	11,195,008	15,947,765	18,679,798	19,117,146
経 常 利 益(千円)	525,866	729,626	395,469	274,399
当 期 純 利 益(千円)	361,926	515,241	167,021	82,807
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	38.99	52.33	16.04	7.91
総 資 産 (千円)	3,864,924	5,219,864	5,440,121	5,907,220
純 資 産 (千円)	1,770,507	2,379,396	2,493,787	2,369,434
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	180.43	230.97	238.39	226.33

(注) 当社は、2017年4月27日付で普通株式2株につき1株とする株式併合を行っております。第9期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社に対する 議 決 権 比 率	当社との 関 係
株式会社デジタルホールディングス	8,212,254千円	56.5%	役員の兼任 出向者の派遣

- (注) 1. 2020年7月1日付で株式会社オプトホールディングより商号を変更しております。
2. 当社は、親会社である株式会社デジタルホールディングスとの取引を行う際は、独立当事者間取引として公正な条件により行うことを方針としており、当社の利益を害するものではないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
SO Technologies株式会社	45,000千円	100.0%	システム開発、広告販売代理・ 運用代行及び教育研修
株式会社グロウシア	40,000千円	100.0%	人材派遣
メディアエンジン株式会社	1,000千円	55.0%	記事コンテンツ制作及び インターネットメディア運営

- (注) 一般社団法人中小・地方・成長企業のためのネット利活用による販路開拓協議会については、2020年10月に清算結了したため、連結の範囲から除いております。

(4) 対処すべき課題

当社グループにおきましては、以下の点を主な経営課題と認識しております。

1. 経営方針

当社グループは、「中小・ベンチャー企業が咲き誇る国へ。」というミッションステートメントのもと、志ある地方及び中堅・中小企業が抱えている課題を解決するために、各種サービスの支援を通じて、事業を展開して参ります。具体的には、

- ・デジタルマーケティング（インターネット広告販売代理等）
- ・データ可視化によるDX（デジタル・トランスフォーメーション）コンサルティング
- ・マーケティングを中心としたソフトウェアの開発・販売
- ・コンテンツマーケティングによる集客及び収益化支援

等のサービスとなり、当社株主はもとより、消費者、地域社会など様々なステークホルダーの利益の最大化に貢献することを経営方針としております。

2. 目標とする経営指標

当社グループの重視する経営指標は、売上総利益となります。従来、売上高及び営業利益の2つを重要な経営指標としておりましたが、引き続きデジタルマーケティング支援事業を大きく伸ばさせていくのに加え、売上総利益率の異なる他の事業も急速に伸長が見込まれることから、当社の成長を正しく捉えていくために、売上総利益を経営指標として採用することにしております。中期においては、地方及び中堅・中小企業領域におけるインターネット広告費の伸び率をベンチマークとしつつ、中小・ベンチャー向けデジタル支援総合企業として、同領域においてトップ企業の地位を確立することを目標としております。

3. 経営環境及び中長期的な会社の経営戦略

当社グループの事業の柱である、デジタルマーケティング支援サービスにおける外部環境を見ると、我が国のインターネット広告費は2012年より8年連続で拡大しており（注）、継続的に増加傾向にあります。しかしながら、足下では新型コロナウイルス感染症の流行拡大による悪影響を受けております。2020年5月の緊急事態宣言解除後は経済活動の再開とともに回復傾向にあります。感染拡大が続く状況下において緩やかな回復状況となっております。

当社グループは、主要事業であるデジタルマーケティング支援サービスを中心に、市場規模の伸び率を上回る成長を図ってまいります。また、デジタルマーケティング支援サービス事業以外の当社が手がける事業においては、それを上回る成長が期待されることから、幅広くニーズを取り込み、志ある地方及び中堅・中小企業を総合的に支援できる体制を備えた企業体となってまいります。

4. 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループは、上述の経営方針を実現するための経営戦略を遂行し、売上総利益を主な財務上の指標とします。この指標を向上させるためには、デジタルマーケティング支援サービス事業においては、顧客数及び顧客当たり取引高だけでなく、サービス提供のための効率性及び生産性を向上させること、他の事業においては、当面の間、事業規模を拡大していくことが事業上の重要な課題であると認識しております。

また、このような課題の解決に向けた、①適切で機動的な意思決定、②人材の獲得、戦力化及び組織力の強化、③メディア及びアライアンスパートナーとの提携関係の強化、④広告出稿に伴う各種規制へのコンプライアンス施策の徹底、⑤社内生産性・効率性の向上のためのシステム投資、⑥安全なサービス提供のための情報セキュリティ体制の更なる整備等が主な事業上の課題と認識しております。

さらに、財務基盤の安定性を維持しながら、このような事業上の課題を解決するための投資資金を確保し、新たな事業創出の投資等のために機動的な資金調達を実行できるよう、内部留保の確保と株主還元の適切なバランスを模索していくことが、財務上の課題であると認識しております。

(注) 出典：株式会社電通「2019年日本の広告費」

(5) 主要な事業内容 (2020年12月31日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社3社により構成されております。

当社グループは、インターネットを利活用して販売を促進し事業を拡大させたい地方及び中堅・中小企業に対して、ネットビジネス支援事業を展開しており、ネットビジネスにおける「Webマーケティング支援（インターネット広告販売代理等）」、「IT化支援（マーケティングを中心としたソフトウェアの開発・販売）」及び「メディア支援（コンテンツマーケティングの提供等）」等の各種サービスを提供しております。

(6) 主要な営業所 (2020年12月31日現在)

① 当社

本 社	東京都文京区
名古屋営業所	愛知県名古屋市中区
大阪営業所	大阪府大阪市北区
福岡営業所	福岡県福岡市中央区

② 子会社

SO Technologies株式会社	東京都文京区
株式会社グロウスギア	東京都文京区
メディアエンジン株式会社	東京都文京区

(7) 使用人の状況 (2020年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
375 (42) 名	64名増 (12名増)

(注) 使用人数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
250 (35) 名	27名増 (10名増)	31.6歳	3年9カ月

(注) 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	564百万円
株式会社日本政策金融公庫	30百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年12月31日現在)

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 35,520,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 10,469,300株 |
| ③ 株主数 | 3,026名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社デジタルホールディングス	5,914	56.5
株式会社日本カストディ銀行 (信託 □)	1,052	10.1
株式会社日本カストディ銀行 (信託 □ 9)	426	4.1
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託 □)	362	3.5
Zホールディングス株式会社	351	3.4
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A.380578	181	1.7
AEGON CUSTORY BV RE MM EQUITY SMALL CAP FUND	107	1.0
荻 原 猛	94	0.9
RBC ISB A/C LUX NON RESIDENT/DOMESTIC RATE-UCITS C L I E N T S A C C O U N T	70	0.7
株式会社日本カストディ銀行 (信託 B □)	65	0.6

- (注) 1. 株式会社デジタルホールディングスは、2020年7月1日付で株式会社オプトホールディングより商号を変更しております。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、JTCホールディングス株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社との2020年7月27日付の合併により、商号を株式会社日本カストディ銀行に変更しております。
3. 新株予約権の行使により、発行済株式の総数が8,300株増加しております。
4. 持株比率は自己株式(226株)を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	荻原 猛	CGO
代表取締役社長	荒波 修	CEO SO Technologies株式会社 取締役 株式会社グロウスギア 取締役
取締役	半田 晴彦	CFO SO Technologies株式会社 取締役 株式会社グロウスギア 取締役
取締役	山家 秀一	SO Technologies株式会社 代表取締役
取締役	美濃部 哲也	CMO
取締役	伊藤 雄剛	COO
取締役	鉢嶺 登	株式会社デジタルホールディングス 代表取締役会長 UTグループ株式会社 取締役 株式会社デジタルシフト 代表取締役社長
取締役	田中 洋	中央大学大学院戦略経営研究科 教授 一般社団法人デジタルシネアド・コンソーシアム 代表理事 事業構想大学院大学 客員教授 ビジネス・ブレイクスルー大学院大学 客員教授 日本マーケティング学会 副会長 日本消費者行動研究学会 副会長
取締役	瀧澤 和幸	ヤフー株式会社 マーケティングソリューションズ統括本部 エージェンシー営業&セールスサポート本部長

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常 勤 監 査 役	中 島 拓 之	SO Technologies株式会社 監査役 株式会社グロウスギア 監査役
監 査 役	小 林 正 樹	株式会社イルカ 代表取締役 アウトデザイン株式会社 取締役
監 査 役	壽 原 友 樹	弁護士法人御堂筋法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役田中洋氏及び取締役瀧澤和幸氏は、社外取締役であります。
2. 監査役中島拓之氏及び監査役壽原友樹氏は、社外監査役であります。
3. 監査役小林正樹氏は、過去に株式会社オプト（現株式会社デジタルホールディングス）の経理・財務部門において業務に携わっており、会計及び財務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2020年3月24日開催の第11回定時株主総会の終結の時をもって、取締役池村公男氏及び監査役田崎あづさ氏は辞任いたしました。
5. 当社は、取締役田中洋氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び各監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 (う ち 社 外 取 締 役)	8名 (1)	142,295千円 (6,000)
監 (う ち 社 外 監 査 役)	4 (2)	14,550 (10,800)
合 (う ち 社 外 役 員) 計	12 (3)	156,845 (16,800)

- (注) 1. 上表には、2020年3月24日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2018年3月28日開催の第9回定時株主総会において、年額300,000千円以内（うち社外取締役分30,000千円以内、また使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2019年3月26日開催の第10回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。
5. 上記の支給人員には、無報酬の取締役は含んでおりません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役田中洋氏は、中央大学大学院戦略経営研究科教授、一般社団法人デジタルシネアド・コンソーシアム代表理事、事業構想大学院大学客員教授、ビジネス・ブレークスルー大学院大学客員教授、日本マーケティング学会副会長及び日本消費者行動研究学会副会長であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・取締役瀧澤和幸氏は、ヤフー株式会社 マーケティングソリューションズ統括本部エージェンシー営業&セールスサポート本部長であります。同社の親会社であるZホールディングス株式会社は当社の発行済株式の3.4%を保有しております。当社は同社との間で業務提携契約を締結しており、同社から広告媒体の仕入取引を行っております。
- ・監査役中島拓之氏は、SO Technologies株式会社及び株式会社グロウスギアの監査役であります。SO Technologies株式会社及び株式会社グロウスギアは当社の連結子会社であります。
- ・監査役壽原友樹氏は、弁護士法人御堂筋法律事務所に所属する弁護士であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

会社における地位及び氏名	出席状況及び発言状況
取締役 田 中 洋	<p>当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席しました。出席した取締役会において、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、マーケティングに関する専門的見地から、当社の主要事業であるインターネット広告関連事業に関し助言・提言を行っております。</p>
取締役 瀧 澤 和 幸	<p>当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席しました。出席した取締役会において、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、インターネットメディア業界に長年携わる経験に基づき、当社の主要事業であるインターネット広告関連事業に関し、助言・提言を行っております。</p>
監査役 中 島 拓 之	<p>当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会13回の全てに出席しました。出席した取締役会及び監査役会において、金融機関における監査役の経験に基づき、主に内部統制の構築・運用の観点から助言・提言を行っております。</p>
監査役 壽 原 友 樹	<p>当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会13回の全てに出席しました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地に基づき、主に内部統制の構築・運用の観点から助言・提言を行っております。</p>

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,036,203	流動負債	3,545,202
現金及び預金	2,397,256	買掛金	2,121,943
受取手形及び売掛金	2,558,674	短期借入金	500,000
その他	88,848	未払金	430,621
貸倒引当金	△8,576	未払費用	247,314
固定資産	1,711,244	未払法人税等	34,733
有形固定資産	589,488	その他	210,590
建物	446,031	固定負債	237,620
工具、器具及び備品	143,457	長期借入金	91,230
無形固定資産	762,949	資産除去債務	143,622
ソフトウェア	497,268	その他	2,767
ソフトウェア仮勘定のれん	106,322	負債合計	3,782,823
その他	2,717	(純資産の部)	
投資その他の資産	358,806	株主資本	2,965,298
敷金及び保証金	285,707	資本金	600,658
繰延税金資産	56,274	資本剰余金	559,538
その他	31,148	利益剰余金	1,805,827
貸倒引当金	△14,323	自己株式	△726
		その他の包括利益累計額	△694
		その他有価証券評価差	△694
		新株予約権	19
		純資産合計	2,964,624
資産合計	6,747,447	負債純資産合計	6,747,447

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		20,447,631
売 上 原 価		16,634,239
売 上 総 利 益		3,813,392
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,431,949
営 業 利 益		381,442
営 業 外 収 益		
補 助 金 収 入	21,350	
そ の 他	4,165	25,515
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,406	
為 替 差 損	434	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	636	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,053	
そ の 他	792	4,323
経 常 利 益		402,634
特 別 損 失		
減 損 損 失	31,047	
本 社 移 転 費 用	20,074	
そ の 他	186	51,308
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		351,326
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	135,473	
法 人 税 等 調 整 額	55,905	191,379
当 期 純 利 益		159,947
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△14,264
親会社株主に帰属する当期純利益		174,211

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,560,236	流動負債	3,391,396
現金及び預金	1,891,900	買掛金	2,118,567
売掛金	2,385,587	短期借入金	500,000
前払費用	61,878	未払金	375,927
その他	226,713	リース債務	933
貸倒引当金	△5,843	未払費用	241,822
固定資産	1,346,984	未払法人税等	6,070
有形固定資産	578,309	前受金	23,621
建物	446,031	預り金	64,701
工具、器具及び備品	132,278	資産除去債務	27,236
無形固定資産	80,294	その他	32,515
ソフトウェア	65,378	固定負債	146,390
ソフトウェア仮勘定	13,402	資産除去債務	143,622
商標権	344	リース債務	2,767
商標権仮勘定のれん	1,169		
その他	0	負債合計	3,537,786
投資その他の資産	688,379	(純資産の部)	
関係会社株式	283,813	株主資本	2,370,108
敷金及び保証金	285,707	資本金	600,658
関係会社長期貸付金	110,000	資本剰余金	566,157
投資有価証券	16,824	資本準備金	559,538
繰延税金資産	50,342	その他資本剰余金	6,619
その他	14,268	利益剰余金	1,204,018
貸倒引当金	△72,576	利益準備金	3,620
		その他利益剰余金	1,200,398
		繰越利益剰余金	1,200,398
		自己株式	△726
		評価・換算差額等	△694
		その他有価証券評価差額金	△694
		新株予約権	19
		純資産合計	2,369,434
資産合計	5,907,220	負債純資産合計	5,907,220

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年 1月 1 日から)
(2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		19,117,146
売 上 原 価		16,233,006
売 上 総 利 益		2,884,139
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,617,079
営 業 利 益		267,060
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	671	
補 助 金 収 入	21,350	
そ の 他	2,450	24,472
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	698	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	15,773	
そ の 他	661	17,133
経 常 利 益		274,399
特 別 損 失		
減 損 損 失	31,047	
本 社 移 転 費 用	19,125	
そ の 他	123	50,296
税 引 前 当 期 純 利 益		224,103
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	58,700	
法 人 税 等 調 整 額	82,594	141,295
当 期 純 利 益		82,807

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月12日

ソールドアウト株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	栗 栖 孝 彰	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	比 留 間 郁 夫	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ソールドアウト株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソールドアウト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月12日

ソウルアウト株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 栗 須 孝 彰 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 比 留 間 郁 夫 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ソウルアウト株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月18日

ソウルアウト株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	中 島 拓 之	Ⓢ
(社 外 監 査 役)		
監 査 役	小 林 正 樹	Ⓢ
監 査 役	壽 原 友 樹	Ⓢ
(社 外 監 査 役)		

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様に対する株主還元を経営上の重要な施策の一つと考えております。配当政策については、財務基盤の安定や成長資金の確保に留意しながら、連結配当性向15%を目安として、安定的な配当を実施することを基本方針としております。

当期においては、業績及び財政状況等を総合的に勘案し、期末配当は以下のとおりといたしたいと存じます。

(1)配当財産の種類

金銭といたします。

(2)配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金6円00銭といたします。

なお、この場合の配当総額は62,814,444円となります。

(3)剰余金の配当が効力を生じる日

2021年3月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社においては、コーポレートガバナンス強化の一環として、事業年度における取締役の経営責任を明確にするとともに、経営環境の変化に一層迅速に対応できる経営体制を構築するべく、取締役の任期を2年から1年に変更するために、変更案のとおり定款第20条（取締役の任期）に所要の変更を行うものであります。

また、機動的な配当政策を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第38条（剰余金の配当等の決定機関）を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(変更箇所は下線部分です。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第19条（条文省略）	第1条～第19条（現行どおり）
第20条（取締役の任期）	第20条（取締役の任期）
1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	1. 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2.（条文省略）	2.（現行どおり）
第21条～第37条（条文省略）	第21条～第37条（現行どおり）
<u>（新設）</u>	<u>第38条（剰余金の配当等の決定機関）</u> <u>当社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u>
第38条～第40条（条文省略）	第39条～第41条（現行どおり）

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（9名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、ガバナンス体制強化のために社外取締役を2名増員した構成となる、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	おぎわら たけし 荻原 猛 (1973年8月24日生)	1998年 4月 有限会社ブレイン 入社 2000年 6月 株式会社オプト（現株式会社デジタルホールディングス） 入社 2010年 1月 当社代表取締役社長 2013年 11月 株式会社電通デジタル・ネットワークス取締役 2015年 3月 株式会社テクロロ（現SO Technologies株式会社）取締役 2019年 3月 当社代表取締役会長CGO（現任）	94,000株
2	あらなみ おさむ 荒波 修 (1971年2月12日生)	1993年 4月 三洋証券株式会社 入社 1995年 1月 デル株式会社 入社 1999年 5月 日本ヒューレット・パッカート株式会社 入社 2003年 11月 日本ラドウェア株式会社 入社 2006年 11月 日本CA株式会社 入社 2007年 1月 オーバーチュア株式会社 入社 2008年 4月 ヤフー株式会社（現Zホールディングス株式会社） 入社 2013年 4月 同社執行役員 2016年 4月 株式会社GYAO代表取締役社長 2018年 3月 当社取締役COO 株式会社テクロロ（現SO Technologies株式会社）取締役（現任） 株式会社グロウスギア取締役（現任） 2019年 3月 当社代表取締役社長CEO（現任）	—

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	はん だ はる ひこ 半 田 晴 彦 (1972年11月1日生)	2000年 5月 日本マイクロソフト株式会社 入社 2006年 4月 株式会社ユビキタス（現株式会社ユビキタスAIコーポレーション）入社 2011年 6月 同社取締役 2013年 9月 ヤフー株式会社（現Zホールディングス株式会社） 入社 2018年 5月 当社執行役員 2019年 2月 株式会社テクロコ（現SO Technologies株式会社）取締役（現任） 2019年 3月 当社取締役CFO（現任） 株式会社グロウスギア取締役（現任）	—
4	はち みね のぼる 鉢 嶺 登 (1967年6月22日生)	1991年 4月 森ビル株式会社 入社 1994年 3月 有限会社デカレッジス（現株式会社デジタルホールディングス）設立 代表取締役社長 2016年 6月 UTグループ株式会社社外取締役（現任） 2017年 3月 当社取締役（現任） 2020年 3月 株式会社オプトホールディング（現株式会社デジタルホールディングス）代表取締役会長（現任） 2020年 4月 株式会社デジタルシフト代表取締役社長（現任）	—

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 数
5	た な か ひろし 田 中 洋 (1951年12月23日生)	1975年 4 月 株式会社電通 入社 1996年 4 月 城西大学経済学部助教授 1998年 4 月 法政大学経営学部教授 2003年 4 月 コロンビア大学大学院ビジネス スクール客員研究員 2008年 4 月 中央大学大学院戦略経営研究科教 授 (現任) 2012年 11月 日本マーケティング学会副会長 2016年 3 月 当社取締役 (現任) 2017年 4 月 日本マーケティング学会会長 2018年 4 月 一般社団法人デジタルシネアド・ コンソーシアム代表理事 (現任) 2019年 4 月 事業構想大学院大学 客員教授 (現任) ビジネス・ブレイクスルー大学院 大学客員教授 (現任) 日本マーケティング学会副会長 (現任) 日本消費者行動研究学会副会長 (現任)	-
6	わた なべ ち か 渡 辺 千 賀 (1967年3月29日生) [新任]	1990年 4 月 三菱商事株式会社 入社 1999年 4 月 マッキンゼー・アンド・カンパニ ー 入社 2000年 1 月 株式会社ネオテニー 入社 2000年 10月 BSGP, Inc. 創業 (現任) 2009年 4 月 Naan Studio, Inc. 入社 2020年 4 月 EastMeetEast, Inc. 取締役 (現 任)	-

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
7	はまべまきこ 浜辺真紀子 (1964年8月28日生) [新任]	1988年 4月 チリ中央銀行東京事務所(チリ大使館財務部) 入所 1992年 9月 JPモルガン証券(現JPモルガン証券株式会社) 東京支店 入社 1995年 4月 スペイン・カタルーニャ州政府 産業貿易省 企業情報局 東京事務所 入所 1998年 6月 トムソン・ファイナンシャル・インベスター・リレーションズ 入社 2000年 3月 ヤフー株式会社(現Zホールディングス株式会社) 入社 2009年 4月 同社IR室長 2014年 4月 同社SR(ステーキホルダー・リレーションズ) 本部長 2018年 4月 同社社長室長兼コーポレートエバンジェリスト 2019年 9月 ディップ株式会社執行役員 コーポレートコミュニケーション統括部長	1,000株

- (注) 1. 渡辺千賀氏及び浜辺真紀子氏は、新任の社外取締役候補者であります。
2. 新任の社外取締役候補者の浜辺真紀子氏の戸籍上の氏名は、安井真紀子氏であります。
3. 田中洋氏は、社外取締役候補者であります。
4. 田中洋氏、渡辺千賀氏及び浜辺真紀子氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
- ①田中洋氏を社外取締役候補者とした理由は、日本マーケティング学会の副会長等の要職を歴任し、マーケティングに関する専門的な知見を有していることから、当社の主要事業であるデジタルマーケティング支援サービスに関する助言・提言を通じ、その知見が当社経営に最大限活かされると考えたためであります。
- ②渡辺千賀氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたりコンサルティング業務に従事しており、主にテクノロジー関連領域に精通していることから、DXコンサルティング支援事業の拡大を目指す当社においては、その豊富な経験と専門的な知見が当社経営に最大限活かされると考えたためであります。
- ③浜辺真紀子氏を社外取締役候補者とした理由は、経営と株式市場を結ぶIR等の要職を歴任し、ESGを含むガバナンスにも深い知見を有することから、中長期的な企業価値向上を目指す当社においては、その豊富な経験と専門的な知見が当社経営に最大限活かされると考えたためであります。

5. 新任の社外取締役候補者の浜辺真紀子氏は、2021年3月26日付で株式会社大塚商会の社外取締役に就任予定です。
6. 鉢嶺登氏は、当社の親会社である株式会社デジタルホールディングスの代表取締役会長及び株式会社デジタルシフトの代表取締役社長であり、株式会社デジタルホールディングス及び株式会社デジタルシフトとの間に出向者の派遣等の取引があり、株式会社デジタルシフトとの間に広告に関する取引があります。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
7. 田中洋氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
8. 当社は、社外取締役田中洋氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、渡辺千賀氏及び浜辺真紀子氏が社外取締役に選任された場合は、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
9. 当社は、取締役及び監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、内容の概要として、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填するものであります。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しており、任期途中で当該保険契約を更新する予定であります。
10. 田中洋氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き、独立役員とする予定であります。また、渡辺千賀氏及び浜辺真紀子氏が社外取締役に選任された場合は、両氏を独立役員として同取引所に届け出を行う予定であります。

第4号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（3名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査体制強化のために新任監査役1名を追加した、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	なかしまひろゆき 中島拓之 (1955年2月16日生)	1977年 4月 三井生命保険相互会社（現大樹生命保険株式会社） 入社 2005年 4月 同社執行役員 2007年 4月 同社常務執行役員 2009年 6月 同社取締役常務執行役員 2012年 4月 同社取締役専務執行役員 2013年 6月 同社常任監査役 2016年 7月 当社常勤監査役（現任） 2017年 3月 株式会社テクロコ（現SO Technologies株式会社）監査役（現任） 株式会社グロウスギア監査役（現任）	-
2	こばやしまさき 小林正樹 (1970年2月4日生)	1992年 4月 森ビル株式会社 入社 1995年 4月 株式会社オプト（現株式会社デジタルホールディングス） 取締役 2008年 4月 株式会社イルカ代表取締役（現任） 2010年 6月 株式会社パートナーエージェント 取締役 2011年 8月 同社監査役 2013年 4月 当社取締役 2016年 3月 当社監査役（現任） 2019年 7月 アウトデザイン株式会社取締役（現任）	-

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	す ほう とも き 壽 原 友 樹 (1981年6月1日生)	2007年 12月 岡綜合法律事務所 入所 2010年 2月 筑波大学大学院ビジネスサイエンス系(法科大学院)非常勤講師 2012年 2月 慶応義塾大学大学院法務研究科助教 中央大学大学院戦略経営研究科(ビジネススクール)兼任講師 2014年 1月 岡綜合法律事務所パートナー 2015年 6月 弁護士法人御堂筋法律事務所東京事務所 入所(現任) 2016年 3月 当社監査役(現任)	—
4	おか べ とも き 岡 部 友 紀 (1973年5月5日生) [新任]	1992年 4月 株式会社大分銀行 入行 1998年 3月 高橋税務会計事務所 入所 2002年 10月 中央青山監査法人 入所 2007年 7月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入所 2011年 10月 岡部友紀公認会計士・FP事務所 開設 2016年 6月 株式会社fonfun常勤監査役 2018年 7月 株式会社オルトプラス常勤監査役 2020年 3月 株式会社オプトホールディング(現株式会社デジタルホールディングス) 社外取締役監査等委員(現任)	—

- (注) 1. 岡部友紀氏は、新任の監査役候補者であります。
2. 中島拓之氏及び壽原友樹氏を社外監査役候補者、岡部友紀氏を監査役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
- ①中島拓之氏を社外監査役候補者とした理由は、長年にわたる金融機関での経営及び監査役を経験を有し、これらを主に当社の内部統制の構築・運用の助言・提言など、当社経営の監視において最大限活かされると考えたためであります。
- ②壽原友樹氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門的見地に基づき、これらを主に当社の内部統制の構築・運用の助言・提言など、当社経営の監視において最大限活かされると考えたためであります。
- ③岡部友紀氏を監査役候補者とした理由は、公認会計士として、財務及び会計に関する専門的な知見を持ち、複数の上場会社における監査役を経験を有していることから、ガバナンス強化に取り組む当社においては、その豊富な経験と専門的な知見が当社経営に最大限活かされると考え、監査役候補者として選任いたしました。なお、同氏は当社の親会社である株式会社デジタルホールディ

ングスの社外取締役監査等委員であります。

3. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 中島拓之氏及び壽原友樹氏は、現在、当社の社外監査役であります。両氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって中島拓之氏が4年8ヶ月、壽原友樹氏が5年となります。
5. 小林正樹氏は、現在、当社の監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
6. 当社は、社外監査役中島拓之氏、監査役小林正樹氏及び社外監査役壽原友樹氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、3氏の再任が承認された場合は、3氏との当該契約を継続する予定であります。また、岡部友紀氏が監査役に選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、取締役及び監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、内容の概要として、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填するものであります。なお、各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しており、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第5号議案 株価条件付株式報酬型ストック・オプションの導入の件

当社の取締役の報酬等は、2018年3月28日開催の第9回定時株主総会において、年間報酬額の上限を300百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）とご承認いただき今日に至っております。

このたび、当社の取締役の報酬等を当社の業績や株価にさらに連動させることにより、企業価値の持続的な向上と経営者と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、中長期インセンティブとして新たに株式報酬型ストック・オプションを導入することとしたいと存じます。

つきましては、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を除くものとし、以下「対象取締役」といいます。）に対して、新たに株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を年額100百万円以内の範囲で報酬等として発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、対象取締役のうちの具体的な付与対象者並びに支給時期及び配分については、取締役会にご一願いたいと存じます。

なお、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案の対象取締役は3名となります。

本議案により株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる新株予約権の内容の概要は、次のとおりです。

I. A種ストック・オプションとして発行する新株予約権の内容

1. 新株予約権の総数

各事業年度において、420個を年間の上限とする。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、各事業年度において、当社普通株式42,000株を年間の上限とする。

新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

ただし、上記の上限及び付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により調整されるものとする。当該調整後付与株式数を適用する日については、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、

その効力発生日以降これを適用するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えの金銭の払込みはこれを要しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受ける株式1株当たりの払込金額を1円とし（以下「行使価額」という。）、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、新株予約権の割当日の翌日から20年間とする。

6. 新株予約権の権利行使の条件

① 新株予約権者は、行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、執行役、執行役員、使用人又は顧問（以上を総称して「権利行使資格」という。）のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日（10日目が休日にあたる場合には前営業日）を経過する日（以下「権利喪失日」という。）までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

② 新株予約権者（その相続人を含む。）は、本新株予約権の割当日から3年を経過する日（ただし、新株予約権者が割当日から3年を経過する日より前に権利行使資格を喪失（死亡を含む。）した場合には、権利喪失日とする。）の前月の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値が3,857円（ただし、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無

償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、適切に調整される。)を上回っている場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、かかる場合であって、新株予約権者が割当日から3年を経過する日より前に権利行使資格を喪失(死亡を含む。)した場合には、新株予約権者(その相続人を含む。)は、割当てを受けた新株予約権の数に、割当日からの在任月数(1月未満は切り捨て)を36で除した割合を乗じた数(1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。)に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

- ③ 権利喪失日までに新株予約権者が死亡した場合、相続人は、行使期間内において、当該死亡した日の翌日から1年を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- ④ その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

8. 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更又は本新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更、新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合(当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る)、特別支配株主による株式売渡請求承認の議案について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記6.に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得する。

9. 新株予約権のその他の内容等

新株予約権のその他の内容については当社取締役会の決議において定める。

10. 新株予約権の付与を相当とする理由

当社の取締役の報酬等を当社の業績や株価にさらに連動させることにより、企業価値の持続的な向上と経営者と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、中長期インセンティブとして株式報酬型ストック・オプションを付与するものであります。当該株式報酬型ストック・オプションは、当社株価が2019年3月22日に実施した当社普通株式の売出価格と同額の水準である3,857円を上回った場合にのみ行使することが可能となっており、対象取締役の当社株価に対する意識をより強く喚起していくこととなります。なお、当社は2021年2月18日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は別途「取締役報酬の決定方針について」に記載のとおりであり、本議案に基づく本新株予約権の付与は、当該方針にも沿う内容となります。

上記に加え、新株予約権の行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は最大で0.4%であり、その希釈化率は軽微であることから、本議案に基づく新株予約権の付与は相当なものであると判断しております。

II. B種ストック・オプションとして発行する新株予約権の内容

1. 新株予約権の総数

各事業年度において、710個を年間の上限とする。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、各事業年度において、当社普通株式71,000株を年間の上限とする。

新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

ただし、上記の上限及び付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により調整されるものとする。当該調整後付与株式数を適用する日については、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降これを適用するものとする。ただし、かかる調整は、新株

予約権のうち、株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えの金銭の払込みはこれを要しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受ける株式1株当たりの払込金額を1円とし（以下「行使価額」という。）、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、新株予約権の割当日の翌日から20年間とする。

6. 新株予約権の権利行使の条件

① 新株予約権者は、行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、執行役、執行役員、使用人又は顧問（以上を総称して「権利行使資格」という。）のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には前営業日）を経過する日（以下「権利喪失日」という。）までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

② 新株予約権者（その相続人を含む。）が行使できる新株予約権の数は、割当てを受けた新株予約権の数に、権利確定率を乗じた数とし、1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
権利確定率は、別紙に基づき算出されるものとする。ただし、新株予約権者が割当日から3年を経過する日より前に権利行使資格を喪失（死亡を含む。）した場合には、別紙に基づき算出される権利確定率に、割当日か

らの在任月数（1月未満は切り捨て）を36で除した割合を乗じて、権利確定率を算出するものとする。また、上記に基づき算出される権利確定率が20%（以下「下限権利確定率」という。）を下回る場合には、権利確定率は下限権利確定率とする。なお、割当日以降、新株予約権者が、翌年の当社の定時株主総会開催日より前に、権利行使資格を喪失（死亡を含む。）した場合には、下限権利確定率に、割当日直前の定時株主総会開催日からの在任月数（1か月未満の期間は、15日以下は切捨て、16日以上は1か月に切上げ）を12で除した割合を乗じて得られた数を下限権利確定率として適用するものとする。

- ③ 権利喪失日までに新株予約権者が死亡した場合、相続人は、行使期間内において、当該死亡した日の翌日から1年を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- ④ その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

8. 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更又は本新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更、新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る）、特別支配株主による株式売渡請求承認の議案について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記6.に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得する。

9. 新株予約権のその他の内容等

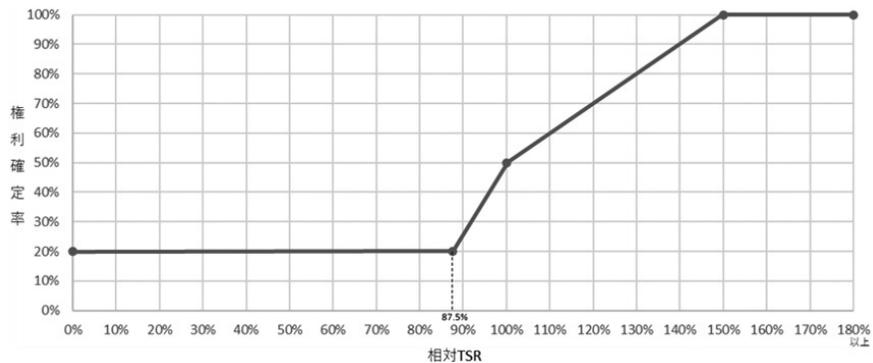
新株予約権のその他の内容については当社取締役会の決議において定める。

10. 新株予約権の付与を相当とする理由

当社の取締役の報酬等を当社の業績や株価にさらに連動させることにより、企業価値の持続的な向上と経営者と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、中長期インセンティブとして株式報酬型ストック・オプションを付与するものであります。当該株式報酬型ストック・オプションは、当社株価成長率とTOPIX（東証株価指数）成長率とを比較して新株予約権の行使が認められる数を定めるなど、行使できる新株予約権の数を株価成長率により変動させるもの（相対TSR）であり、当社株価の変動のみならず、株式市場全体の株価動向と比較した当社株価のパフォーマンスを考慮することにより、株式市場の成長以上の当社の企業価値の増大へ向け、対象取締役の意識をより強く喚起していくこととなります。なお、当社は2021年2月18日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は別途「取締役報酬の決定方針について」に記載のとおりであり、本議案に基づく本新株予約権の付与は、当該方針にも沿う内容となります。

上記に加え、新株予約権の行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は最大で0.68%であり、その希釈化率は軽微であることから、本議案に基づく新株予約権の付与は相当なものであると判断しております。

別紙 (新株予約権の権利確定率)



【ご参考】取締役報酬の決定方針について

当社は、当社取締役報酬に関する決定プロセスの透明性及び公正性を高めることを目的として、2021年2月18日開催の取締役会にて、2021年3月以降、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議いたしました。当該方針の概要は以下の通りです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責、過年度業績及びその貢献度を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

具体的には、代表取締役及び業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬はありません。

非金銭報酬等は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への動機付け、及び株主との価値共有の強化を目的とした報酬として、代表取締役及び業務執行取締役に対し、株価条件付き株式報酬ストック・オプションその他の株式報酬を付与することとし、その内容及び額並びに支給する時期及び条件等については、当該目的に照らして適切な内容となるよう、環境の変化に応じ、報酬委員会の答申を踏まえ、定期的に見直しを行います。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

代表取締役及び業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社の持続的な企業価値向上を図るインセンティブとして適切に機能する割合とし、当社の業績及びその貢献度、業界に対する知見・知名度や他社水準を踏まえ、役位、職責

ごとの報酬水準について、独立社外役員を主たる構成員とする報酬委員会への諮問を行います。

当該報酬委員会の審議・答申を受け、取締役会は、役位、職責ごとの報酬水準を決定し、委任を受けた代表取締役社長が、取締役会にて決定された報酬水準の範囲内で具体的な個別報酬を決定します。

5.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とします。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し答申を得るとともに、当該方針を踏まえて各取締役の役位、職責ごとの報酬水準を決定するものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該報酬水準の範囲内で決定をしなければならないこととします。なお、株式報酬は、報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議します。

